

政令第 号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七号中「千葉県千葉市及び成田市」を「千葉県」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、千葉県千葉市及び成田市以外の同県の区域を追加する必要があるからである。